　住宅用家屋証明書

　　　　　　　　（イ）第４１条

租税特別措置法施行令　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

# （ａ）新築されたもの

（ｂ）建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

# （ｃ）新築されたもの

(ｄ）建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

# （ｅ）新築されたもの

（ｆ）建築後使用されたことのないもの

# （ロ）第４２条第１項（建築後使用されたことのあるもの）

# (ａ)第４２条の２の２に規定する特定の増改築等がさ れた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ｂ）（ａ）以外

の規定に基づき、下記の家屋　 　年 　　 月 　　日　 　　(ハ) 新築

(ニ) 取得

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取新得築し又たは者 | 住 所 |  |
| 氏 名 |  |
| 家      　　屋 | 所 在 地 |  |
| 家 屋 番 号 | 番 |
| 取 得 の 原 因  （移転登記の場合に記入） | １ 売買 ２ 競落 |

# 年 　 月　　日

碧 南 市 長